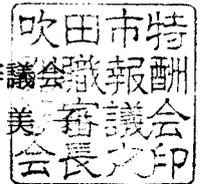


平成25年4月5日  
(2013年)

吹田市 市長  
井上 哲也 様

吹田市特別職報酬等審議会  
会長 帯野 久美



行政委員会の委員等の報酬の額等について（答申）

平成24年12月20日付24吹総人第1195号で諮問のあった行政委員会の委員等の報酬の額等について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

## 答申

## 1 行政委員会の委員等の報酬の額等

行政委員会の委員報酬については、下記のとおりとすることが適当である。

## (1) 教育委員会

委員長	日額	24,200円
委員長職務代理者	日額	22,600円
委員	日額	22,000円

## (2) 選挙管理委員会

委員長	日額	24,200円
委員	日額	22,000円
補充員	日額	4,600円

## (3) 公平委員会

委員長	日額	13,200円
委員	日額	12,000円

## (4) 監査委員

代表監査委員	日額	24,200円
識見を有する者のうちから選任された監査委員	日額	22,000円
議員のうちから選任された監査委員	日額	7,400円

## (5) 農業委員会

会長	日額	10,000円
副会長	日額	9,300円
委員	日額	9,000円

## (6) 固定資産評価審査委員会

委員長	日額	11,000円
委員	日額	10,000円

## 2 改定の考え方と意見

別添「行政委員会の委員等の報酬の額等にかかる改定の考え方と意見」のとおり

行政委員会の委員等の報酬の額等にかかる改定の考え方と意見  
(吹田市特別職報酬等審議会)

はじめに

本審議会は、平成24年12月20日に、市長から行政委員会の委員等の報酬のあり方とあるべき水準について諮問を受けた。

まず、本市の行政委員会の委員等とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員並びに非常勤の監査委員を指す。

行政委員会の委員等の報酬は、地方自治法第203条の2第2項に、原則として勤務日数に応じて支給するとされている。本市では、この法の趣旨を尊重し、行財政改革として審議会の委員の報酬を日額制に改定している。また、一般職にあつては、公務員制度改革として、国家公務員の給与制度により準拠した給与制度となるように改定するなど、従来 の 在り方について見直しが進められている。

そのような中、本審議会に対して、初めて諮問されたものである。

諮問事項に対する本審議会の意見は以下のとおりであるので、市長にあつては、その意見を尊重のうえ、適切に対応することを求めたい。

## 1. 基本的な考え方

本審議会は、行政委員会の委員等の報酬の額等を審議するにあたり、職務内容やその責任、人材確保の必要性、近隣都市や類似都市における行政委員会の委員等の報酬の額等との均衡、市長等常勤特別職や一般職の給与の状況、さらには、本市の財政状況や日本の社会経済情勢、適正公正で市民に対して十分に説明可能な合理的内容のものであるか等、様々な角度から議論を行った。

## 2. 行政委員会の委員等の報酬の額等を取り巻く状況

### (1) これまでの改定経過

行政委員会の委員等の報酬の額等については、これまで特別職報酬等審議会の諮問事項ではなく、市長等特別職の本審議会の答申に基づく給料改定率に準じた改定が行われてきた。そのため、平成6年4月以来、約19年間現行の額のまま改正がなされていない。

## (2) 他の地方公共団体における支給水準の状況

本市の報酬支給水準については、総じて他の地方公共団体に対して高い傾向がある。個別の委員会の状況は以下のとおりである。

なお、大阪府内各市の比較の際には、政令指定都市を除いている。

### ア教育委員会

本市の委員長は月額206,000円、委員は195,000円であり、委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（106,057円）と比較して月88,943円（約84%）高く、全国特例市（101,911円）との比較では93,089円（約91%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額27,520円、中核市が19,950円、特例市が23,000円である。

### イ選挙管理委員会

本市の委員長は月額63,500円、委員は54,000円であり、補充員は日額で5,200円である。委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（32,344円）と比較して月21,656円（約67%）高く、全国特例市（45,743円）との比較では8,257円（約18%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額26,133円、中核市が21,133円、特例市が13,967円である。

### ウ公平委員会

本市の委員長は月額36,500円、委員は34,500円であり、委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（22,412円）と比較して月12,088円（約54%）高く、全国特例市（27,275円）との比較では7,225円（約26%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額27,520円、中核市が13,344円、特例市が12,383円である。

### エ監査委員

本市の代表監査委員は月額161,000円、識見監査委員は145,000円、議会選出監査委員で49,500円であり、識見監査委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（115,453円）と比較して月29,547円（約26%）高く、全国特例市（142,518円）との比較では2,482円（約2%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額32,300円、中核市が28,000円、特例市が27,000円である。

### オ農業委員会

本市の会長は月額54,000円、副会長は51,000円、委員で49,000円であり、委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（32,257円）

と比較して月16,743円（約52%）高く、全国特例市（39,132円）との比較では9,868円（約25%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額3,500円（総会35,100円）、中核市が23,500円、特例市が22,000円である。

#### カ固定資産評価審査委員会

本市の委員長は月額24,000円、委員は23,000円であり、委員報酬で見ると、月額制等を採用する大阪府内各市の報酬額の平均（16,262円）と比較して月6,738円（約41%）高く、全国特例市（12,338円）との比較では10,662円（約86%）高い状況にある。

また、日額制を採用する地方公共団体の報酬額の平均では、政令指定都市が日額14,210円、中核市が10,489円、特例市が10,069円である。

### （3）他の地方公共団体における支給方法の状況

#### ア教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

本市の報酬の支給方法は月額であるが、日額制を取り入れている地方公共団体は、全国の政令指定都市（人口規模50万人以上）では20市のうち1～6市、中核市（人口規模30万人以上）では41市のうち0～3市、特例市（人口規模20万人以上）では40市のうち1～3市と少ない。

#### イ公平委員会（もしくは人事委員会）

本市の報酬の支給方法は月額であるが、日額制を取り入れている地方公共団体は、全国の政令指定都市では20市のうち5市、中核市では41市のうち9市、特例市では40市のうち20市であり、本市類似団体である特例市では半数となっている。

#### ウ固定資産評価審査委員会

本市の報酬の支給方法は月額であるが、日額制を取り入れている地方公共団体は、全国の政令指定都市では20市全て、中核市では41市のうち35市、特例市では40市のうち34市と過半数以上を占めている。

### （4）市長等の常勤特別職の給与の状況

本審議会が平成24年2月14日に市長に答申した「特別職職員等の給料の額等について（答申）」に基づき、市長が、平成24年3月議会及び5月議会において、行財政改革の一環として市長等常勤特別職の給料の10%減額及び退職手当の約14%減額する条例案を提案したが、議会で否決された。

なお、市長の給料等については、給料と期末手当の30%減額、退職手当の半減を

内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年9月1日から市長の任期の末日である平成27年5月13日までである。

また、副市長等の特別職についても、給料と期末手当の8%減額、退職手当の不支給を内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年11月1日から平成27年5月13日までである。

#### (5) その他の状況

報酬の検討にあたり考慮すべきその他の状況については、市長給料等の改定を答申した際に示したとおりであるが、下記のとおり再掲する。なお、市長給料等の答申と、その根拠となるデータの時点を揃えるため、最新データへの置換えはしていない。

##### ア 本市一般職の給与の状況

地方公共団体の一般職の給与は、地方公務員法第24条において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されている。これを「均衡の原則」と称し、一般的には国家公務員の給与に準ずることで、地方公務員法の目的が実現されると考えられている。

本市における一般職の給与はこれまで、国における民間給与実態調査で算出した官民比較に基づく人事院勧告を基本に、毎年改定を実施してきた。そうした意味から、一般職の給与改定は、その時々々の経済・雇用等の社会情勢を適切に反映してきたものと言える。

平成23年4月時点の平均給料は、平成6年4月時点と比較して約18,500円(約5.5%)減少している。また、平成24年1月から実施した給料表等の制度改正と、時限的な措置としての特例減額を加味すれば、平成6年4月時点と比較して約31,500円(約9.4%)減少している。なお、平成24年1月時点で特例減額の影響を除くと約14,500円(約4.3%)の減少となる。

##### イ 本市の財政状況と行財政改革の取り組み

本市の財政状況については、長引く景気の低迷による市税の落ち込みなどから厳しい状況が続いている。平成6年度以降の赤字地方債発行累計額については、減税補てん債等が約234億円、臨時財政対策債が約246億円、合計では約480億円の発行額となっている。なお、平成22年度末での赤字地方債の未償還残高は約314億円である。

平成6年度以降、財源不足を補てんするため、赤字地方債の発行や財政

調整基金の取り崩しを余儀なくされており、赤字地方債等による財源補てんがなければ、赤字となる厳しい状況である。

平成 23 年度当初予算編成時においても、財政調整基金の取崩しで 48 億円、臨時財政対策債の発行で 37 億円、合計で約 85 億円の財源不足の補てんを余儀なくされるなど、赤字構造が拡大する危機的状況が続いている。こうした状況の中、平成 23 年度からは「行政の維新プロジェクト」のもとで、持続可能な行財政運営を可能とするための財政指標として、平成 26 年度決算における「経常収支比率 95%以下」の達成を目標に、職員数の削減や事務事業の見直し等に取り組むとともに、平成 24 年 1 月以降は職員給料の特例減額（部長級 12.5%～係員 3%）を実施するなど、あらゆる対応策を講じて対応している。しかしながら、現時点では赤字体質の財政構造そのものを抜本的に改善するまでには至っておらず、本市の行財政改革の取り組みは、その途上にあるものと言わざるを得ない。

#### ウ 物価変動の状況

消費者物価指数の推移は、前回改定した平成6年度と平成22年度（直近）の比較では、全国の指数が100.8から99.6に1.2ポイント下がり、大阪市の指数が103.1から99.8に3.3ポイント下がっているため、こうした状況も考慮した。

### 3. 改定についての考え方と意見

#### (1) 行政委員会等の職務内容と責任

行政委員会等とは、市長から独立して、自らの責任において一部の行政権を担当し、自ら特定の行政の執行に当たるほか、場合によっては争訟の判断や規則の制定等の準司法的権限や準立法権を有する委員会であり、単なる諮問的ないし調査的な機能を持つにすぎない委員会ではない。

行政委員会等の特色は、独立して権限行使ができること。また、委員の身分的保障があることである。

行政委員会等の所掌行政は、政党ないし政治の影響から中立であるべき行政。特に技術的専門的知識を必要とする行政。相対立する利害の調整を必要とする行政。訴訟の判断のような特に慎重を期する必要があるものについて、職務権限の独立と身分保障の下に合議制の機関によって判断させることが妥当な行政のいずれかの性格を有するものである。

なお、監査委員は、従来、独任制の執行機関であり、原則として監査委員一人ひとりが単独で活動するとされてきたが、次第に合議によるべき活動が拡充され、現

在は多くが合議によるものとなっている。

#### ア教育委員会

職務内容は、教育委員会規則の制定・改廃、教育機関の設置・廃止、職員の人事、活動の点検・評価、予算等に関する意見の申し出など、教育行政全般について自らが管理執行するところにある。

#### イ選挙管理委員会

職務内容は、市区町村の議会の議員および長の選挙に関する事務の管理や、すべての選挙についての投開票の管理、選挙人名簿の作成・管理などである。

#### ウ公平委員会

職務内容は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、地方公務員法の定めるところにより、職員からの苦情相談の処理、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分についての不服申立てを審査し、必要な措置を講ずることである。

#### エ監査委員

職務内容は、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的、合理的な運営がなされているかどうかの監査を行うことである。

#### オ農業委員会

農地法等に基づく農地の現地調査等や、毎月開催する農業委員会における審議・報告、また、市内農地の耕作状況を調査し農地の適正管理についての指導を行うことである。

#### カ固定資産評価審査委員会

職務内容は、固定資産課税台帳に登録された価格について、中立的・専門的な第三者機関として固定資産税の納税者からの不服申出に対する審査・決定を行うことである。

## (2) 支給方法について

行政委員会の委員等は、基本的に月1～2日程度の定例の会議を中心に、様々な活動を行っている。その活動状況は、1か月の平均勤務日数が0.9日から7日程度と幅はあるが、常勤的な勤務とまでは言えない。

また、勤務日数に差のある複数の行政委員会の委員等に対して、同額の報酬月額を支給することは、行財政改革や市民理解の観点からも適当ではないため、地方自治法の原則にのっとり、全ての行政委員会の委員等の報酬の支給方法を日額制にすることが適当であると考えられる。

### (3) 報酬額について

報酬水準については、平成6年以降改定が行われていないことから、この間の社会経済情勢や、一般職の職員の給与引き下げ、本市の財政状況などから、見直しが必要である。

日額で支給を行う類似の市の報酬水準を参考とすることで、現時点の適切な報酬水準になるものとするが、日額で報酬を支払う特例市は少数であるため、報酬水準については、人口規模では要件を満たす中核市を含めて参考とした。

また、行政委員会の委員等は、市長から独立して最終的な責任を負う立場にあることから、報酬額について、原則は統一すべきであるとするが、様々な事情から、以下のとおりとした。

#### ア教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員

全国の中核市及び特例市の日額報酬の平均額に基づき、3つの委員会の報酬を統一するように算出する。

#### イ公平委員会及び固定資産評価審査委員会

全国の中核市・特例市では公平委員会で約4割、固定資産評価審査委員会で約9割が日額で報酬を支払っており、他の委員会に比べて、一定の標準化がされていると考えられることから、それぞれの委員会の全国の中核市及び特例市の日額報酬の平均額に基づき算出する。

#### ウ委員長等の報酬額の考え方

委員長と委員の報酬額については、職責を考慮し、行政委員会の委員等の現行の平均報酬間差率である1割の差を設けるものとする。同様に行政委員会等によって定められている他の職についても、現行の委員との報酬間差率を参考とする。

#### エ農業委員会

定例会への出席を主体とした他の委員会と異なり、フィールドワークや本市の独自事業である学童農園事業等、勤務形態が多様であることから、本委員会については他市を参考とせず、現行の支給水準と出勤日数を参考に日額報酬を算出する。ただし、本委員会については、平成6年以降報酬額の水準の見直しを行っていないため、市長等の給料に対して行った答申に準じて、現在の月額報酬を10%減額したものを参考とする。

また、行財政改革の観点から、まず会長の日額報酬を算出し、その上で、他の委員の報酬を現行の報酬間差率を参考に算出するものとする。

### (4) 制度全般のあり方について

今回、初めて行政委員会の委員等の報酬の額等について審議を行い、従前の月額

制から日額制に変更することが適当と考える。また、本市の財政状況から、行政委員会の委員等全体の総額を超えない形での見直しを行うことが妥当である。今回の答申が、現在の市民感覚に沿うものとなったと考えるが、報酬の支給方法の変更を行ったことによってどのような影響があったか、2年後に開催予定の審議会において、検証するとともに、社会情勢等の変化に応じて、より適切なものとなるよう審議してほしい。

吹田市特別職報酬等審議会 委員名簿(平成24年度(2012年度))

(敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名
1	学識経験者 和歌山大学 株式会社インターアクトジャパン	理事・副学長 代表取締役	◎帯野 久美子
2	学識経験者 関西大学大学院会計研究科	教授・経済学博士	○宮本 勝浩
3	医師 社団法人吹田市医師会	副会長	川西 克幸
4	弁護士 きっかわ法律事務所		石原 麗央奈
5	税理士 近畿税理士会 吹田支部		高橋 勝彦
6	商工関係 (商工会議所) マロニー株式会社	代表取締役社長	河内 幸枝
7	商工関係 (商工会議所) トップ産業株式会社	取締役会長	松岡 繁二
8	市内企業関係 吹田ヤクルト販売株式会社	取締役名誉会長	高木 久美子
9	自治会関係 吹田市自治会連合協議会	吹二地区自治会連合 協議会 会長	大野 春治
10	自治会関係 吹田市自治会連合協議会	豊二地区連合自治会 会長	亀谷 拓治
11	労働団体関係 連合大阪吹摂地区協議会	事務局長	森 和夫
12	労働団体関係 吹田地区労働組合連合会	事務局長	丹羽野 和夫
13	女性関係団体 社団法人大阪エイフボランティア ネットワーク吹田支部 吹田母子会	会長	西岡 昌佐子

◎印…会長

○印…会長職務代理者

※河内幸枝委員は12月20日付で辞任